



目 次	
規 則	ページ
◎高知県規則の一部を改正する規則	1
◎過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県産業人材定着支援基金条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○大規模小売店舗に関する変更の届出（2件）	（経営支援課） 3
○区画漁業の免許	（漁業管理課） 3
○区画漁業権の消滅の登録	（ " ） 4
○区画漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め取消し	（ " ） 4
○公共測量の終了の通知	（用地対策課） 4
○道路の区域変更	（道 路 課） 4
○道路の供用開始（2件）	（ " ） 4
公 告	
○開発行為に関する工事の完了	（都市計画課） 5
高知県人事委員会規則	
◎職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	10
◎職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	10
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	14
----- 規 則 -----	
高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成29年7月14日	
高知県知事 尾崎 正直	

高知県規則第59号
高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条の2ただし書中「別記第4号様式」を「システム様式」に改める。

第41条の2第1項中「第24条の4第1項」を「第24条の4第2項」に改め、同条第2項中「第24条の4第2項」を「第24条の4第4項」に改め、同条第3項中「第24条の4第5項」を「第24条の4第7項」に、「第24条の4第4項」を「第24条の4第6項」に改め、同条第5項中「第24条の4第6項」を「第24条の4第8項」に改める。

第48条及び第50条中「第71条第8項」を「第71条第9項」に改める。

別記第52号様式中「第24条の4第6項」を「第24条の4第8項」に、

「1 会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由のため」

を

「1 定款等の定めにより、又は特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないため」

に改める。
別記第53号様式中

「

事業税の 分割基準	従業者数 ・ 事務所等 ・ 固定資産 ・ 軌道
--------------	----------------------------

を

「

事業税の 分割基準	従業者数 ・ 事務所等 ・ 固定資産 ・ 軌道 ・ 電線路の電力
--------------	--

に改める。
別記第62号様式の2中「第24条の4第2項」を「第24条の4第4項」に改める。

別記第122号様式の2中「一般社団法人日本自動車査定協会」を「一般財団法人日本自動車査定協会」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第48条及び第50条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県税規則別記第52号様式、別記第53号様式、別記第62号様式の2及び別記第122号様式の2は、この規則による改正後の高知県税規則の規定にかかわら

ず、残品の限度で使用することができる。

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月14日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第60号
過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和45年高知県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し及び同条第1項中「情報通信技術利用事業用設備」を「農林水産物等販売業用設備」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

高知県産業人材定着支援基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月14日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第61号
高知県産業人材定着支援基金条例施行規則の一部を改正する規則

高知県産業人材定着支援基金条例施行規則（平成29年高知県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条並びに第6条第1項第1号及び第2号中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

第8条第1項中「学資金の」を「学資貸与金の」に、「学資金返還開始報告書」を「学資貸与金返還開始報告書」に改める。

第9条中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

第10条第1項第6号及び第8号中「学資金」を「学資貸与金」に改め、同項第10号中「学資金返還開始報告書」を「学資貸与金返還開始報告書」に改める。

第12条第1号中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

別記第1号様式中「学資金の」を「学資貸与金の」に、「第一種学資金（無利息の学資金）」を「第一種学資貸与金（無利息の学資貸与金）」に改める。

別記第5号様式中「学資金返還開始報告書」を「学資貸与金返還開始報告書」に、「学資金の」を「学資貸与金の」に、「第一種学資金（無利息の学資金）」を「第一種学資貸与金（無利息の学資貸与金）」に改める。

別記第6号様式中「学資金の」を「学資貸与金の」に、「第一種学資金（無利息の学資金）」を「第一種学資貸与金（無利息の学資貸与金）」に改める。

別記第7号様式中「学資金の」を「学資貸与金の」に、「学資金返還開始報告書」を「学資貸与金返還開始報告書」に改める。

別記第10号様式中「学資金の」を「学資貸与金の」に、「第一種学資金（無利息の学資金）」を「第一種学資貸与金（無利息の学資貸与金）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第62号

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年高知県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1抄紙加工機の項中

「

スリッター	1台	1時間につき1,160円
-------	----	--------------

」

を

「

スリッター	1台	1時間につき1,160円
レーザー加工機	1台	1時間につき780円

」

に改める。

別表第2加工試験の項中

「

エンボス試験	1時間	4,040円
--------	-----	--------

」

を

「

エンボス試験	1時間	4,040円
精密熱カレンダー装置による加工試験	1時間	22,100円

」

に、

「

スリッターによる加工試験	1時間	6,880円
--------------	-----	--------

」

を

「

スリッターによる加工試験	1時間	6,880円
レーザー加工機による加工試験	1時間	6,870円

」

に改める。

附 則

この規則は、平成29年8月1日から施行する。

告 示

高知県告示第539号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成29年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之
- (2) 届出者の住所
愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
DCMダイキ御座店
高知市北御座402番地2ほか
- (4) 変更しようとする事項
駐車場の収容台数
(変更前) 300台
(変更後) 270台
- (5) 変更年月日
平成30年2月27日
- (6) 変更理由
店舗運営内容の変更により、駐車台数が減少するため

2 届出年月日

平成29年6月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第540号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のと

り告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成29年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社サンプラザ 代表取締役 笠原 雅志
 - (2) 届出者の住所
土佐市高岡町乙27番地1
 - (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンプラザホームセンターリッチ佐川店
高岡郡佐川町字榎田甲1079番1ほか
 - (4) 変更しようとする事項
大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 1,525平方メートル
(変更後) 1,899平方メートル
 - (5) 変更年月日
平成30年2月23日
- 2 届出年月日
平成29年6月22日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
佐川町役場
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第541号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、次のとおり区画漁業を平成29年7月12日に免許した。

平成29年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

◎区画漁業権（第一種区画漁業（魚類養殖））（1件）

漁場計画の公示の番号及	漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
-------------	---------------------------------	-------	--------	------

区 第 3,082号	宿毛市小筑紫町田ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協同組合 代表理事 浦尻 和伸	平成29年4月 高知県告示第321号の とおり	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。	平成29年7月12日から平成30年8月31日まで
------------	--	-------------------------------	---------------------	--------------------------

◎区画漁業権（第一種区画漁業（くろまぐろ））（2件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
共 第 3,308号	宿毛市小筑紫町田ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協同組合 代表理事 浦尻 和伸	平成29年4月 高知県告示第321号の とおり	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、直径が20メートルの円形で2台の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が628平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することができる。 3 養殖用の種苗は、天然のもの	平成29年7月12日から平成30年8月31日まで

			を使用してはならない。	
共 第 3,309 号	〃	〃	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、直径が30メートルの円形で2台の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が1,413平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することができる。 3 養殖用の種苗は、天然のものを使用してはならない。	〃

高知県告示第542号

次のとおり漁業権の消滅の登録を行った。
平成29年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

◎区画漁業権（第一種区画漁業（貝類））（3件）

免許年月日	免許番号	漁業権者	漁業の種類	消滅の原因	消滅の登録を行った年月日
平成25年9月1日	区 第 2,032号	宿毛市小筑紫町田ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協同組合 代表理事 浦尻 和	区画漁業	放棄	平成29年7月12日

		伸			
〃	区 第 2,033号	〃	〃	〃	〃
〃	区 第 2,034号	〃	〃	〃	〃

高知県告示第543号

次の漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区の定めを次のとおり取り消した。
平成29年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

◎区画漁業権（第一種区画漁業（貝類））（3件）

告示年月日	告示番号	公示番号	漁業の種類	取消し理由	取消し年月日
平成25年5月31日	高知県告示第386号	区第2,032号	区画漁業	放棄	平成29年7月12日
〃	〃	区第2,033号	〃	〃	〃
〃	〃	区第2,034号	〃	〃	〃

高知県告示第544号

土佐市長から平成29年6月高知県告示第465号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成29年6月16日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成29年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成29年7月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松原窪川

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町仕出原字カツキ岡屋敷452番1から 高岡郡四万十町仕出原字カツキ岡屋敷458番2まで	前	5.8 } 11.5	76
	後	3.3 } 10.3	76

高知県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成29年7月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 興津窪川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町興津字松尾地山2500番2から 高岡郡四万十町興津字神子谷山2486番67まで	570	平成29年7月14日

高知県告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成29年7月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松原窪川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

高岡郡四万十町仕出原字カ ツキ岡屋敷452番1から 高岡郡四万十町仕出原字カ ツキ岡屋敷458番2まで	76	平成29年7月14 日
--	----	----------------

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成29年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成29年5月10日 29高都計第23号	南国市東崎字中沢田 904番2	南国市大桶甲1281 番地1 LA-G OON-B 山本 正樹

人 事 委 員 会 規 則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月14日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第26号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（条例第10条第7項第2号の人事委員会規則で定める者）

第14条の2 条例第10条第7項第2号アの人事委員会規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

- （1）雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第2条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）であって、同法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの
- （2）雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの
- （3）雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの

2 条例第10条第7項第2号イの人事委員会規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第8条関係）

支給番号 <input style="width: 100px;" type="text"/>					
失業者退職手当受給資格証					
受給資格者	氏名 <input style="width: 150px;" type="text"/>	性別	男・女	年齢	歳
	住居又は居所 <input style="width: 150px;" type="text"/>				
	退職年月日	年 月 日	退職事由	<input style="width: 100px;" type="text"/>	
	求職年月日	年 月 日	勤続期間		
	受給期間満了年月日	年 月 日	年 月		
待期日数	日	所定給付日数	日		
待期満了年月日	年 月 日	最初の失業認定日	年 月 日		
失業の認定日 (支給日)	毎月 (日 日)	基本手当の日額	円		
公共職業訓練等	受講開始 年 月 日	技能習得手当	受講手当	日額 円 月 日支給開始	
	通所手当		月額 円 月 日支給開始		
	受講終了予定 年 月 日	寄宿手当	月額 円 月 日支給開始		
交付年月日	年 月 日	任命権者 印			

- 注 1 この受給資格証は、基本手当に相当する退職手当の支給を受けるために必要なもので、受給期間が満了するまで大切に保管してください。もし、この受給資格証を失い、又は損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。
- 2 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、関係書類にこの受給資格証を添えて管轄公共職業安定所に提示し、裏面に証明を受けた後、任命権者に提出してください。
- 3 受給資格者は、最初の失業の証明を受ける日に管轄公共職業安定所で待期日数の間における失業の証明を受けてください。
- 4 定められた失業の証明を受けるべき日に管轄公共職業安定所で証明が受けられないときは、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができなくなることがあります。
- 5 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に自己の労働によって収入を得たときは、そのことを必ず任命権者に届け出てください。
- 6 偽りその他不正行為（5の届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合を含みます。）によって基本手当に相当する退職手当の支給を受け、又は受けようとしたときは、以後、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができなくなるほか、その返還及び一定の金額の納付を求められることがあります。
- 7 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、速やかに任命権者に届け出てください。
- 8 所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる最大限の日数です。

(裏面)

(処理状況)

区分	月日	失業日数	摘要	管轄公共職業安定所長の証明印
管轄公共職業安定所記載欄	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
任命権者記載欄	月日		摘要	確認印
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			

別記第8号様式中

特定職種受講日数	寄宿日数
----------	------

を

寄宿日数

に改める。

別記第9号様式中

請求しようとする退職手当	1 技能習得手当に相当する退職手当 (1) 受講手当 (2) 特定職種受講手当 (3) 通所手当
	2 寄宿手当に相当する退職手当

を

請求しようとする退職手当	1 技能習得手当に相当する退職手当 (1) 受講手当 (2) 通所手当
	2 寄宿手当に相当する退職手当

に改める。

別記第11号様式中「又は職業紹介事業者」を「、地方公共団体又は職業紹介事業者」に改め、同様式(裏面)注1中「就業手当等」を「就業手当に相当する退職手当等」に改め、同様式(裏面)注8中「なお、」を「なお、「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい、」に改める。

別記第13号様式及び別記第14号様式を次のように改める。

第13号様式 (第16条関係)

移転費に相当する退職手当請求書														
① 請求者	氏名													
	移転前の住所又は居所													
	移転後の住所又は居所		電話番号											
② 就職先の事業所	名称		事業所番号											
	所在地		電話番号											
	事業の種類													
③ 就職決定年月日	年 月 日			※雇用期間										
④ 受講する公共職業訓練等の施設	所在地													
	名称													
⑤ 受講指示年月日	年 月 日			⑥ 受講開始年月日	年 月 日		⑦ 受講終了予定年月日	年 月 日						
⑧ 移転開始予定年月日	年 月 日			⑨ 乗車(船)の場所(出発空港)			⑩ 下車(船)の場所(到着空港)							
⑪ 移転する者の氏名	⑫ 生年月日	⑬ 続柄	※鉄道賃			※船賃		※航空賃		※車賃		※移転料		※着後手当
			距離	運賃	急行料金	計	距離	運賃	距離	運賃	距離	支給額	距離	支給額
本人			km	円	円	円	km	円	km	円	km	円	円	円
家族														
※ 合計											km	円	円	
※就職先の事業主から支給される就職支度費の額			円				※差引き支給額			円				
⑭ 管轄公共職業安定所の証明欄	上記(④欄から⑦欄までを除く。)の記載事実には誤りがないことを証明します。 年 月 日 公共職業安定所長 印													

上記のとおり関係書類を添えて移転費に相当する退職手当を請求します。							
年 月 日							
任命権者		様					
請求者氏名 ㊦							
受給方法	口座振替	金融機関名		口座種別		口座番号	㊦
	隔地払						㊦
※処理欄	支給決定年月日	年 月 日					

(裏面)

- 注 1 管轄公共職業安定所の紹介した職業に就くために移転する場合は、移転の日の翌日から起算して1月以内に、この請求書に受給資格証又は高年齢受給資格証を添えて管轄公共職業安定所に提示し、㊦欄に証明を受けた後、任命権者に提出してください。
- 2 知事が指示した公共職業訓練等を受けるために移転する場合は、この請求書を任命権者に提出してください。この場合、㊦欄及び㊦欄の記載並びに㊦欄の証明は不要です。
- 3 ㊦欄は、移転のために出発する予定年月日を記載してください。
- 4 ㊦欄の家族には、請求者といっしょに移転する同居の親族のうち請求者の収入によって生計を維持している者について記載してください。この場合は、その事実を証明する書類を添えてください。
- 5 この請求書には、必ず受給資格証又は高年齢受給資格証を添えてください。
- 6 口座振替の場合の振込口座は、必ず請求者本人の口座を記載してください。
- 7 ※印欄は、記載しないでください。

第14号様式（第16条関係）

求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当請求書													
① 請求者	氏名												
	住所又は居所		電話番号										
② 訪問事業所	所在地				名称								
※ 公共職業安定所記載欄	区間	鉄道賃			船賃		航空賃		車賃		宿泊料	計	鉄道距離換算キロ数
		距離	運賃	急行料金	計	距離	運賃	距離	運賃	距離			
		km	円	円	円	km	円	km	円	km	円	円	km
	合計												
※求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額		円				※差引き支給額				円			
③ 管轄公共職業安定所の証明欄	上記の記載事実に誤りがないことを証明します。 年 月 日 公共職業安定所長 印												
上記のとおり関係書類を添えて求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当を請求します。 年 月 日 任命権者 様 請求者氏名 ㊟													
受給方法	口座振替	金融機関名			口座種別			口座番号			㊟		
	隔地払												㊟
※処理欄	支給決定年月日		年 月 日										
※宿泊地	公共職業安定所関係		公共職業安定所関係		公共職業安定所関係		公共職業安定所関係						
※泊数	泊		泊		泊		泊						

（裏面）

- 注 1 この請求書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に管轄公共職業安定所に受給資格証又は高年齢受給資格証を添えて提示し、所定欄に証明を受けた後、任命権者に提出してください。
- 2 この請求書には、必ず受給資格証又は高年齢受給資格証を添えてください。
- 3 口座振替の場合の振込口座は、必ず請求者本人の口座を記載してください。
- 4 ※印欄は、記載しないでください。

別記第14号様式の2（裏面）注1中「短期訓練受講費」を「求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当」に改める。

別記第14号様式の3（裏面）注1中「求職活動関係役務利用費）」を「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当）」に、「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）請求書」を「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当請求書」に、「求職活動関係役務利用費の」を「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則第14条の2の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

~~~~~  
公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月14日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

#### 高知県人事委員会規則第27号

##### 公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 土佐市教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改め、同表須崎市市長部局本庁の項中「会計管理者」を「会計管理者 地方創生振興監」に改め、同表本山町教育委員会事務局の項を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月14日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第28号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成11年高知県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

育児休業承認（期間延長）請求書 年 月 日	
任命権者 様	所属 職名 氏名
下記のとおり 育児休業の承認 育児休業の期間の延長 を請求します。	
記	
1 請求に係る子	氏名 請求者との続柄等 生年月日
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 請求に係る子について既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで
5 特別の事情	
6 備考	
主管課長	所属長経由欄

- 注 1 この育児休業承認（期間延長）請求書（育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）の原本又は写しを添えること。
- 2 子の出生前に提出する場合は、「3 請求期間」欄は、出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び1の書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「5 特別の事情」欄は、再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情を記入すること。
- 4 「6 備考」欄は、次に掲げる事項等を記入すること。
- (1) 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日か

ら起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間に、職員（当該期間内に産後休暇（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第13条第1項の表の12の項、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第1項の表の12の項又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第1項の表の12の項の特別休暇で、出産の日の翌日以降の日におけるものをいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をするときを除く。）は、当該請求に係る子以外の3歳に満たない子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日

(2) 請求に係る子が養子の場合は、養子縁組の効力が生じた日

(3) 請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合は、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間

5 該当するものの□には、△印を付けること。

別記第4号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

第4号様式（第10条関係）

育児短時間勤務承認（期間延長）請求書 年 月 日							
任命権者 様	所属 職名 氏名						
⑩							
下記のとおり 育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長 を請求します。							
記							
1 請求に係る子	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>請求者との続柄等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	氏名		請求者との続柄等		生年月日	年 月 日
氏名							
請求者との続柄等							
生年月日	年 月 日						
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認						
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで						
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 （育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 の勤務の形態）						
勤務の日及び時間帯	月（ : ~ : ） 火（ : ~ : ） 水（ : ~ : ） 木（ : ~ : ） 金（ : ~ : ）						
5 請求に係る子について既に育児短時間勤務をした期間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center;">年 月 日から</td> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日から</td> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> </tr> </table>		年 月 日から	年 月 日まで		年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで					
	年 月 日から	年 月 日まで					
6 特別の事情							
7 備考							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">主管課長</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">所属長経由欄</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>		主管課長			所属長経由欄		
主管課長			所属長経由欄				

注 1 この育児短時間勤務承認（期間延長）請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行す

る事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）の原本又は写しを添えること。

- 2 子の出生前に提出する場合は、「3 請求期間」欄は、出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び1の書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「4 勤務の形態」の「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄より難い場合は、「7 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「6 特別の事情」欄は、再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入すること。
- 5 「7 備考」欄は、3のほか、次に掲げる事項等を記入すること。
 - (1) 請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合は、当該請求に係る子以外の小学校就学前の子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日
 - (2) 請求に係る子が養子の場合は、養子縁組の効力が生じた日
 - (3) 請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合は、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間
- 6 該当するものの口には、ㄥ印を付けること。

第5号様式（第13条関係）

部分休業承認請求書			
			年 月 日
任命権者	様		所属 職名 氏名
下記のとおり部分休業の承認を請求します。			㊟
記			
1 請求に係る子	氏名		
	請求者との続柄等		
	生年月日	年 月 日	
2 請求期間及び時間	期間		時間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
3 備考			
主管課長		所属長経由欄	

			申請のあった部分休業については、 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 とする。
			年 月 日
受理年月日	年 月 日		
決裁年月日	年 月 日		
任命権者			㊟

- 注 1 この部分休業承認請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）の原本又は写しを添えること。
- 2 部分休業の承認が職員からの請求に基づき取り消された場合は、その内容を裏面に記入すること。
- 3 該当するものの口には、ㄥ印を付けること。

(裏面)

月 日	部分休業の承認を取り消された時間		時間数	請求者印	所属長印	備考
	午前	午後				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

高知県人事委員会告示第4号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成29年7月16日から施行する。

平成29年7月14日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第1の7級の知事部局の項中

「土木技術監」

を

「土木技術監

港湾振興監」

に改め、同表の8級の知事部局の項中「港湾振興監」を削る。